

嘉手納警察署協議会 議事概要

開催年月日 令和元年10月24日(木) 17:00~18:30

開催場所 嘉手納警察署

出席者

協議会委員 (6名) 東江 清隆、池原 栄順、伊礼 政寿、比嘉 美由紀
村山 博子、與那覇 操

警察署 (10名) 署長、副署長、警務課長等

議事概要

- 1 会長挨拶
- 2 署長挨拶
- 3 管内概況説明
- 4 協議事項:適正飲酒

(1) 飲酒に絡む事件事故の現状について

委員：防犯カメラを設置することで、路上寝は減少するのではないか。
警察：防犯カメラを設置したことによって、路上寝が減少したという検証データはないが、警察で路上寝を保護した件数は増加傾向にある。同じ者が繰り返し路上寝で保護されていることから、その対策の必要性があると考えている。

委員：先日、嘉手納署管内で路上寝で交通事故に遭った人がいる。その発生状況について教えてもらいたい。

警察：同事故について、事故に遭った者は無職の少年であった。事故の現場は駐車場に入る下りの通路上で、運転手は左側のブロック塀に気を取られ、同所で寝ていた少年の発見が遅れて、轢いてしまった事故である。怪我が頭部の軽傷で済んだのが幸いであった。

委員：路上寝を発見した際の対応はどのようにすればよいか。

警察：路上寝を発見した際は、まず 110 番通報し、その後、警察官が現場に来るまでの間、寝ている者が交通事故等に巻き込まれないよう、見守ってもらいたい。無理に起こそうとしたりすると、中には怒り出す者もいるので、対応には十分に注意してもらいたい。

委員：路上寝をして犯罪に巻き込まれることはあるのか。

警察：路上寝で被害に遭うものの中では、仮睡者盗等が多い。

また、路上寝に関する 110 番の通報件数について、去年は 1 年間で 7,600 件を超えていたが、今年 9 月末で、既に 7,000 件を超えており増加傾向となっている。

委員：路上寝に対する罰則等はあるのか。

警察：路上寝は道交法に定める禁止行為に該当し、5 万円以下の罰金が科せられることになっているが、現状では検挙ではなく注意や指導で対応している。

委員：未成年者の飲酒に対する警察の対応について教えてもらいたい。

警察：飲酒をしている未成年者を発見した場合には、まず同人を補導し、

議事概要

保護者へ引き継いでいる。さらに、未成年者に対し酒を販売したり飲酒させた店舗については検挙し、未成年者に飲酒させた成人については、沖縄県青少年保護育成条例違反として検挙するなど、取締りの強化にも努めている。

(2) 適正飲酒推進優良事業者認定制度について

警察：沖縄県、沖縄県教育庁及び沖縄県警察では、沖縄県アルコール健康障害対策推進計画及びちゅらさん運動の一環として、成人の適正飲酒及び未成年者に対する飲酒防止のための取り組みを推進するため「成人の適正飲酒及び未成年者飲酒防止3カ条」を共同宣言している。

その取り組みの一つとして、適正飲酒を自主的に実施している事業者などに対して、「適正飲酒推進優良事業者認定証」を交付し、過度な飲酒による健康への悪影響と各種事件・事故の防止、青少年の健全育成を図っている。

他署においては、その交付式も行われているが、当署としても同活動について積極的に広報啓発を行い、1社でも多くの企業が認定を受けていただきたく、取り組んでいきたい。

委員：警察署協議会においても、役場や自治会、ボランティア団体等に声かけを行い、多くの企業が「適正飲酒推進優良事業者」認定を受けられるよう努めたい。

署長総括：当署管内の飲酒による事件事故の状況について説明したが、過度な飲酒に起因する事件事故や喧嘩口論、DV等が多発していることを理解いただけたかと思う。今後も、皆様の手をお借りしながら、少しでも、飲酒による事件事故を減らすべく努めてまいりたい。

以上